

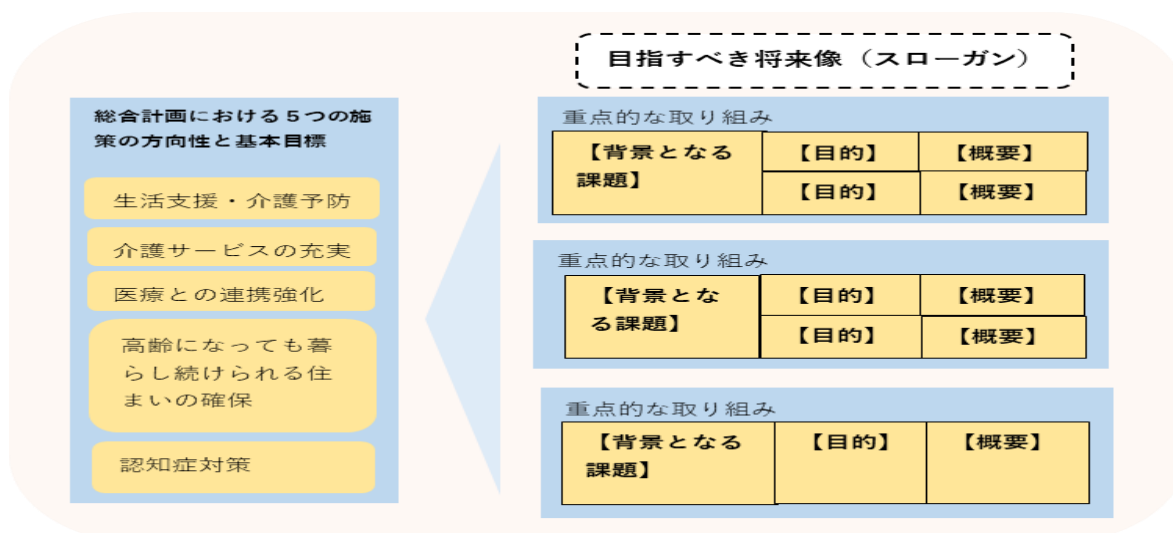
第9期日常生活圏域別地域包括ケア計画の策定について

1 日常生活圏域別地域包括ケア計画（以下「ケア計画」という。）とは

日常生活圏域ごとの課題や特性を踏まえ「目指すべき将来像（あるべき姿）」と「将来像を実現するための取組」を示す計画である。法令による策定義務はないが、地域ごとの地域包括ケアシステムづくりを推進していくため、第6期高齢者福祉総合計画（平成27～29年度）から策定を開始した。圏域別の地域ケア会議における課題抽出や解決策の検討の結果を踏まえ、高齢者福祉総合計画（以下「総合計画」という。）にあわせ、計画期間を3年間として策定している。日常生活圏域ごとに計8冊の分冊を作成するとともに、高齢者福祉総合計画本体にも章立てし、掲載する。

2 第9期ケア計画の策定について

第9期総合計画（計画期間令和6年度から令和8年度）の一部として策定を行う。圏域の課題や特性を踏まえ、総合計画における5つの施策の方向性と基本目標にいずれかにつながる重点的な取組みを3から5程度策定する。本取組みの成果報告については、毎年の地域包括支援センター運営協議会において行う。またその際に、事業の結果（アウトプット）や成果（アウトカム）が明確になるよう、第9期ケア計画においては、重点的な取組により達成すべき目的を明確にする。



3 策定スケジュール

7月ごろにかけ地域ケア会議を実施し、圏域における課題やその解決策に対する意見を聴取し、その内容を踏まえ策定作業を行う。第2回地域包括支援センター運営協議会において中間のまとめに関する報告を行うほか、高齢者福祉総合計画の一部として、議会報告等を行う。

	5年度											
	4					9						3
地域ケア会議における意見集約	→											
事業内容策定作業	→											
包括運協報告							第2回				第3回	
議会報告等							総合計画に準ずる					